チーム糸魚川規約

（名称）

第１条　本会は、チーム糸魚川（以下「チーム」という。）と称する。

（目的）

第２条　チームは、定住人口の維持と交流人口の拡大により、30年後も持続可能なまちを目指すことを目的とする。

（活動）

第３条　チームは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

⑴　糸魚川市全体のチームワークを高める活動

⑵　糸魚川を知り、糸魚川に愛着を持つ活動

（構成員）

第４条　構成員は、第２条の目的に賛同し、自主的に活動する団体とする。

（役員）

第５条　チームに、役員として代表１名、副代表１名及び監事２名を置く。

２　役員は、前条の構成員の中から総会において選任する。

３　代表は、チームを代表し、会務を総理する。

４　副代表は、代表を補佐する。

５　監事は、会計を監査し、その結果を総会において報告する。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は、２年とし、再任を妨げないものとする。

２　補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（総会）

第７条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

２　通常総会は、毎年１回開催する。

３　臨時総会は、代表が必要と認めたときに開催する。

４　総会の議長は、代表が務める。

（総会の権能）

第８条　総会は、次の事項を議決する。

⑴　規約の制定又は変更に関すること。

⑵　事業計画及び予算に関すること。

⑶　事業報告及び決算に関すること。

⑷　役員の選任に関すること。

⑸　その他代表が必要と認める事項に関すること。

（幹事会）
第９条　チームを円滑に運営するため、幹事会を設置する。
２　幹事会は、代表が指名する団体から推薦される者20名以内により組織する。
（幹事長等）
第10条　幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
２　幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。
３　幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
４　幹事長は、必要に応じて幹事会を招集する。
５　副幹事長は、幹事長を補佐する。
（事務局）
第11条　チームの会務を処理するため、糸魚川市総務部企画定住課に事務局を置く。
２　事務局に事務局長を置き、代表が任命する。
（事業年度及び会計）
第12条　チーム糸魚川の事業及び会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日とする。
２　経費は、負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。
３　会計処理は、糸魚川市財務規則に準拠し、糸魚川市財務規則のうち課長専決以下は事務局長の、それ以外は代表の決裁により、事務局長が執行する。
４ 予算の管理は、事務局で行い、監事の監査を受けるものとする。
（細則）
第13条　この規約に定めるもののほか、チームの運営上必要な要綱等は、幹事会の承認を得て、代表が別に定める。

附　則
１　この規約は、平成25年12月18日から施行する。
２　平成25年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成26年３月31日までとする。

附　則
１　この規約は、平成28年４月25日から施行する。
２　この規約は、平成30年５月８日から施行する。